# 11. 教育制度

戦後、日本の教育制度は大きく変わった。それまでの 6・5・3・3 制に代わって小学校 6 年、中学校 3 年、高等学校 3 年、大学 4 年の、いわゆる 6・3・3・4 制が導入されたが、これはアメリカ占領行政の一環であった。これに伴い、義務教育も 6 年から 9 年に延長され、男女共学も一般化した。今日の就学率 100%、識字率 100%という数字は日本が世界に誇るものである。高校は義務教育ではないが、進学率は 96%を超え、特に都市部では事実上全員入学に近い。しかし、希望する高校へ行けるとはかぎらず、不本意な入学が増えるなどの弊害が出ている。4 年制大学は最古の東京大学をはじめとする国立大学が 98、東京都立大学など公立大学が 53、さらに早稲田大学、慶応義塾大学など私立大学が 425 ある。進学率は短大を含めて 46.2%となり、大衆化が著しい。

### 日本の大学

日本の大学の外国と比較しての最大の特色は、入学試験の厳しさだろう。かつて"四当五落"なる流行語が生まれたが、これは、「睡眠時間を5時間も取っては合格はおぼつかない。4時間で合格」という意味で言われたものだ。現在、国立大学の入試は全国一斉に行われる大学入試センター試験と、各大学が個別に行う試験との併用である。私立大でもセンター試験の活用が増え始めた。希望者の殺到する有名国公私立大学への門は依然狭い。学部では医学部の人気と難度が群を抜いている。希望大学へ入るための浪人も一般的であり、予備校は教育産業として立派に成り立っている。

新しいタイプの大学として、**1985** 年から放送大学が学生の受け入れを開始し、これまでに **8500** 人近い卒業生を出した。イギリスの放送大学にならって、ラジオ・テレビ放送と通信教育を組み合わせた教育を行うもので、運営費の約7割は国庫補助金という準国立大学である。 受講対象者は、専用電波の届く関東地方とその周辺地域の居住者に限られるが、近くスタート する衛星放送による講義で全国規模になる予定である。

#### 教育制度の改革

「教育の機会均等」「男女共学」などを掲げた戦後の教育は、めざましい量的拡大を遂げたが、知識偏重で画一的な教育に陥った。大量生産・高品質・高効率を必要とする産業界に役立つ人材の育成には貢献したが、思考力や判断力、創造力、学ぶ意欲の低下のほか、いじめ、校内暴力、登校拒否など病理的な状況を招いた。そのため、政府の臨時教育審議会や文部省の中央教育審議会などで、「個性尊重・創造性重視」の教育が打ち出された。教育改革は政府の重要政策課題の一つで、完全学校週5日制のほか、公立の「中高一貫教育」など学制改革にも及ぶ見込みである。

# 12. 統治のしくみ

#### 天皇制

日本の統治のしくみは「天皇」抜きでは語れない。日本が国家として誕生して以来、国家の 「象徴」としての地位を維持し続けてきたのは天皇である。ただ、天皇が直接、具体的に国家 を統治したのは、古代を除いてほとんどなく、現実の政治を行っていたのは、貴族であり、武 家を中心とした幕府であった。近代になって、いわゆる「明治憲法」が施行され、天皇が憲法 上の統治者となったが、政治制度は「議院内閣制」が採られ、政治の責任は政府が担っていた。 第二次世界大戦で日本が敗戦となり、マッカーサー司令部の主導で憲法が改正され、1947年 5月3日に新憲法が施行された。この新憲法で、主権者は「天皇」から「国民」になった。し かし憲法第1案には天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」とうたわれ、憲法第6 条で総理大臣、最高裁判所長官の任命、また第7条で次の10頃目の国事行為を行うことにな っている。①憲法改正、法律・条約の公布 ②国会の召集 ③衆議院の解散 ④選挙の公示 ⑤国務 大臣などの任免と認証 ⑥大赦などの実施 ⑦栄典の授与 ⑧批准書・外交文書の認証 ⑨外国大・ 公使の接受 ⑩儀式の執行。いずれも内閣の助言・承認によって行うもので、実体的には、天 皇には何らの権限はなく、本来の伝統的な「天皇制」の姿に戻ったと言われている。この「権 威(天皇)」と「権力(政府)」の並立して機能していたのが、日本の統治のしくみの大きな 特色である。

### 日本国憲法の特色

新憲法と旧憲法との相違は、主権が天皇から国民に移ったことのほか、基本的人権の尊重が強く打ち出されたこと、「戦争の放棄」(第2章9条)が明記されたことである。また行政、立法、司法の三権分立が明確にされ、立法府としての国会は、国民の選挙によって定数500人の衆議院、定数252人の参議院との二院制で、国会議員の中から首相を指名する議院内閣制をとっている。首相は、各省庁の長である国務大臣を任命し、国会議員を過半数とする内閣を組織する。司法府である裁判所は、地方(または簡易)、高等、最高の三審制を採っている。

国民の政治参加は、投票によって国会議員を選ぶこと、最高裁判所の裁判官の国民審査、地方 自治体の首長・議会議員の選挙・龍免、さらに憲法改正の際の国民投票への参加(衆参両院の 各3分の2以上、国民の過半数)などが行えることになっている。